

審議会の意見を聴くことを要しない軽微な国立公園事業の決定等について  
令和 4 年 4 月 1 日中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会決定の変更

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 9 条後段の規定により、審議会の意見を聴くことを要しない事項は、次のとおりとする。ただし、各項の規定に該当するものであつても、重要な事案と認められるものについては、この限りでない。

- 1 法第 9 条第 1 項に規定する国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）の決定のうち、当該決定の際現に国立公園の保護又は利用のために実施されている事業を国立公園事業として決定するものであつて、当該事業に係る施設の位置及び規模等を当該国立公園事業の位置及び規模等として決定するもの
- 2 法第 9 条第 5 項に規定する国立公園事業の変更であつて、次の各号に掲げるもの。
  - 一 当該変更の際現に国立公園の保護又は利用のために実施されている事業を既存の国立公園事業の一部として追加する変更であつて、当該事業に係る施設の位置及び規模等を当該国立公園事業の位置及び規模等として追加する変更
  - 二 既存の国立公園事業に係る施設の位置又は規模等の現状に合わせて、当該国立公園事業の位置又は規模等を変更するもの
  - 三 国立公園事業の管理の観点から、既存の国立公園事業の統合、分割又は重複部分の削除を行うもの
  - 四 国立公園事業の名称の変更
- 3 法第 9 条第 5 項に規定する国立公園事業の廃止